目

次

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等.

青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

... ... 五

. 六

3

○教委公告

甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

(漁港漁場整備課) | ||

栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (水産振興課)

(農業振興課)...... | ○ やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

Щ

(新産業振興課)…山口県国際総合センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

: 九

: 八

七

六

(健康増進課)山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (自然保護課)山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

П

(県民生活課)やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (文化振興課 ○公告

毎週火・金曜日発行

平成 27 年

(政策企画課)………一山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 Ξ 時期及び方法等について次のとおり公告します。 十条第二項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の (二六五) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号。 指定管理者が行う管理に関する事務の内容 平成二十七年九月十六日 条例第四条第二項の規定により、 条例第三条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。

山口県知事

村

畄 嗣 政 以下「条例」という。)第

条例第五条の許可をすること。

. 四

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ

同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

施設及び設備の維持管理に関すること。

= (五) 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と その構成員のいず

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、 法人等(法人格を有しない団体にあっては、 その代表者)が次に掲げる要件のい

ずれにも該当するものであること。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項又は

第二項に規定する者でないこと。

所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと

がされていないこと。 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て

兀

報

でないこと。 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十

主たる事務所を県内に有していること

- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- (五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- (六) でないこと。 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの 山口県における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- (七) がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

場 所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部政策企画課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

方法

Щ

策企画課に提出しなければならない。 口県規則第五十五号) 第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同 条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部政 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県セミナーパーク規則 (平成七年山

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

- 島一〇六二番地 公募に係る説明会を平成二十七年十月二日 (金曜日) 午後一時から山口市秋穂二 山口県セミナーパーク管理・理科研修棟二階交歓室において行
- 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置

受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を

○) に問い合わせること。 詳細については、山口県総合企画部政策企画課 (電話〇八三-九三三-二四二

(二六六) 美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法

について次のとおり公告します。 五条第二項の規定により、美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 山口県立美術館条例 (昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。) 第十

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

指定管理者に管理を行わせようとする美術館の概要

I県立萩美術館・浦上記念館 萩 市 A か 位 置	山口	Щ	
	県		名
京 京 京 京 京 村 京 京 京 京 京 京 京 一 位 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の	萩	県	
(市)	1	立	
和		美	
萩 山 位	記	術	称
口		館	
	萩	Щ	位
		П	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市	市	置

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第三条第一号に掲げる業務に関すること (美術品等の展示に附帯するものに
- び研究会の開催に関することを除く。)。 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること (美術品等の展示に関連するもの及
- る。)。 条例第三条第四号に掲げる業務に関すること (生涯学習の支援に関することに限
- 条例第三条第五号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。
- (五) (四) 限る。以下同じ。)をすること。 条例第八条の許可(同条第一号八及び第二号口に掲げる施設の使用に係るものに
- (六) 消すこと 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り
- Ξ (七) 施設及び設備の維持管理に関すること

指定しようとする期間

外 -47) る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

兀

応募者に必要な資格に関する事項

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい

ずれにも該当するものであること。

- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十
- じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」 という。) でないこと。 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

Щ

П

- (五) のでないこと。 む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

 $\overline{\mathcal{H}}$

場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

応募の方法及び期間

方法

ツ・文化局文化振興課に提出しなければならない 項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部スポー 規則第十二号)第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二 公募に係る応募をしようとするものは、山口県立美術館規則 (平成十九年山口県

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

七

公募に係る説明会を次の表のとおり行う。

午後三時	平成二十七年	
	分 +九月二十八日 (月曜日) 	日
会議室に対するでは、「日東立萩美術館・日東立萩美術館・日東立萩美術館・日東の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本の大学・日本	山口県立美村館会義室山口市亀山町三番一号	場所

- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 九三三-二六二七)に問い合わせること。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 詳細については、山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課(電話〇八三-この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置
- (二六七) 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び

応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 条第二項の規定により、山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の公募に係る 山口県民文化ホール条例 (平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。) 第十

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 館すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、 又は臨時に閉
- حے 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する
- (四) 条例第六条の許可をすること
- (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること

指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

Щ

- 3 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (Ti) 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九

む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも

兀

- (六) 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- がないこと 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

(七)

成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

方法

ポーツ・文化局文化振興課に提出しなければならない 第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部ス 県規則第七十四号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条 公募に係る応募をしようとするものは、山口県民文化ホール規則 (平成八年山口

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

- (--)笠町一丁目一番一号 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十八日 (月曜日) 午後二時から岩国市三 山口県民文化ホールいわくに特別会議室において行う。
- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 詳細については、山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課 (電話〇八三― 又は指定を行わないことがある。
- (二六八) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

九三三一二六二七)に問い合わせること。

山口県芸術村条例 (平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。) 第十一

び方法等について次のとおり公告します 条第二項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 館すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉
- 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を短縮すること
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第八条の規定により、 施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

Ξ 応募者に必要な資格に関する事項

る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」

という。) でないこと

- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- のでないこと。 む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- がないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構
- 募集要項の配布

成員又は他の応募者でないこと。

兀

山口市滝町一番 号 山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

方法

文化局文化振興課に提出しなければならない 各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部スポーツ・ 第九十四号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項 公募に係る応募をしようとするものは、山口県芸術村規則 (平成十年山口県規則

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

- 芳町秋吉五〇番地 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十八日 (月曜日) 午後二時から美祢市秋 秋吉台国際芸術村研修室二において行う。
- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 又は指定を行わないことがある。
- 九三三一二六二七)に問い合わせること。 詳細については、山口県総合企画部スポーツ・文化局文化振興課 (電話〇八三―

(二六九) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及

公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 う。) 第九条第二項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の 山口県県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。 以下「条例」とい

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時
- حے 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する
- (四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。
- 指定しようとする期間

施設及び設備の維持管理に関すること

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

П

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

Щ

- る県民活動団体であること。 山口県県民活動促進条例(平成十四年山口県条例第四号)第二条第二項に規定す
- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は その代表者)が次に掲げる要件のい
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

第二項に規定する者でないこと。

- 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- (=)主たる事務所を県内に有していること

がされていないこと。

(四) でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十

六

- という。) でないこと じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- でないこと 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

場 所

山口市滝町一番一 号 山口県環境生活部県民生活課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

方法

部県民生活課に提出しなければならない び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、 十四年山口県規則第九号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県県民活動支援センター 規則 (平成 又は書留により郵送して山口県環境生活

平成二十七年十月九日から同月十九日までの間

- 田町一番八〇号 やまぐち県民活動支援センターにおいて行う。 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十九日 (火曜日) 午後二時から山口市神
- 四)に問い合わせること。 詳細については、山口県環境生活部県民生活課(電話〇八三-九三三-二六一

(二七〇) 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及

します。 いう。) に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告 第十条第二項の規定により、 山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。 山口県立きらら浜自然観察公園(以下「自然観察公園」と

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

(五)

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- に閉園すること 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、 又は臨時
- 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開園時間を延長し、 又は短縮する
- (四) 条例第七条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

Ξ 応募者に必要な資格に関する事項

П

ずれかが□及び回に掲げる要件に該当するもの)とする。 れもが一及び四から仕までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のい る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

Щ

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと
- がされていないこと 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(二)

ることができること。 の観察の指導に関する実務の経験を有している者を一の○に掲げる業務に従事させ 自然観察公園と同種又は類似の施設において自然保護に関する普及啓発及び自然

 (Ξ)

(四)

- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十 以下同じ。
- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- のでないこと。 む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- (九) がないこと 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構
- 募集要項の配布

山口市滝町一番一 号 山口県環境生活部自然保護課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月五日までの間

五 応募の方法及び期間

(--)

方法

- 自然保護課に提出しなければならない。 同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部 山口県規則第八十九号) 第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び 公募に係る応募をしようとするものは、山口県立自然観察公園規則 (平成十三年

平成二十七年十月十三日から同月十九日までの間

六 その他

○) に問い合わせること。

Щ

П

(二七一)山口県健康づくりセンター に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方

う。) 第十一条第二項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公 募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 山口県健康づくりセンター条例 (平成九年山口県条例第二号。以下「条例」とい

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

に閉館すること 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

条例第六条の許可をすること。

(四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと

2

- 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。) でないこと じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- のでないこと。 む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- がないこと 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

兀

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部健康増進課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

Б 応募の方法及び期間

(--)

公募に係る応募をしようとするものは、 山口県健康づくりセンター 規則 (平成九

健康増進課に提出しなければならない 同条第二項各号に掲げる書類を持参し、 年山口県規則第五十号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び 又は書留により郵送して山口県健康福祉部

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

- 敷下東三丁目 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十五日 (金曜日)午前十時から山口市 番 一号 山口県健康づくりセンター第三研修室において行う。
- ○) に問い合わせること。 詳細については、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三-九三三-二九四

(141) 等 山口県国際総合センター に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法

(四)

募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 第十条第二項の規定により、山口県国際総合センター に係る指定管理者の公募に係る応 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。 以下「条例」という。

平成二十七年九月十六日

П

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
- 条例第四条の許可をすること。
- (\equiv) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
- 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと
- 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- のでないこと。 む。)又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- がないこと 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- (九) 成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構
- 兀 募集要項の配布

山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

- 五 応募の方法及び期間
- 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県国際総合センター 規則 (平成八年

報

○) に問い合わせること

新産業振興課に提出しなければならない。同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県商工労働部山口県規則第七十六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び

· · 平 · 成

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

六 その他

町三丁目三番一号 山口県国際総合センター八階八〇四会議室において行う。 公募に係る説明会を平成二十七年十月八日 (木曜日)午後二時から下関市豊前田

- 詳細については、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三-九三三-三一四受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又の手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置
- (二七三) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法

に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。う。) 第十二条第二項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募山口県フラワーランド条例 (平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」とい

平成二十七年九月十六日

Щ

П

山口県知事 村岡嗣 政

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- ※例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 又は短縮すること。()条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、
- ◎ 条例第六条の許可をすること。
- 流 施設及び設備の維持管理に関すること。

一 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずいう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され、公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。(法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

2

- がされていないこと。 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て、 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること。
- でないこと。 でないこと。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 最力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。) でないこと。じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 五 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (1)。 / くは停耳(上巻)1点筒、頁)見足に抵触することにはる者を構成見にするられ、十二条の二、第百四十二条(同法第百六十六条第二項において準用する場合を含然 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九
- 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
 出口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指のでないこと。
 り又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも
- ♡ 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 四 募集要項の配布

○) に問い合わせること。

П

県

報

外 五 応募の方法及び期間

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部農業振興課

平成二十七年九月十六日から同月二十九日までの間

(--)

場所

方法

同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県農林水産部 農業振興課に提出しなければならない。 Щ 口県規則第百十六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び 公募に係る応募をしようとするものは、山口県フラワーランド規則(平成十七年

期間

平成二十七年十月十三日から同月十九日までの間

六 その他

井市新庄五○○番地の一 やまぐちフラワーランド研修室において行う。 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十五日 (金曜日)午後一時三十分から柳

- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 詳細については、山口県農林水産部農業振興課(電話○八三−九三三−三三八
- (二七四) 栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

いう。) 第五条第二項の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る 応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 山口県栽培漁業センター条例 (昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」と

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者に管理を行わせようとする栽培漁業センター の概要

名
称
位
置

山口県外海第二栽培漁業センター	山口県外海栽培漁業センター	山口県内海栽培漁業センター
阿武	長	山
郡阿	門	П
武 町	市	市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 施設及び設備の維持管理に関すること。
- Ξ 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

兀 応募者に必要な資格に関する事項

いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 公募に係る応募をすることができるものは、 法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 2 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと。

第二項に規定する者でないこと。

- 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること。
- 二、アワビ類、アカガイ、アサリ及びミルクイの種苗を生産した実績を有している ラメ、トラフグ、ハタ類、アカアマダイ、アユ、クルマエビ、ガザミ、モクズガ 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度において、マダイ、カサゴ、ヒ
- でないこと。 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十 以下同じ。)
- という。) でないこと じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二

でないこと。 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの

五 がないこと。 地方自治法第一 ||百四十四条の二第十||項の規定による指定の取消しを受けたこと

募集要項の配布 場所

山口市滝町一番 二号 山口県農林水産部水産振興課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月一日までの間

六 応募の方法及び期間

ければならない び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県農林水産部水産振興課に提出しな 年山口県規則第百十八号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県栽培漁業センター 規則 (平成十七

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

七 その他

П

公募に係る説明会を平成二十七年九月二十八日 (月曜日) 午前十時から山口市滝 番一号 山口県農林水産部漁業調整委員会室において行う。

 (\Box) ○) に問い合わせること。 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話○八三−九三三−三五四

Щ

(二七五) 甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

及び方法等について次のとおり公告します 第十六条第二項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設の概要

漁 港 の 名 称 甲 種 漁 港 施 設 の

> Щ 漁 港

徳

港施設で知事が定めるもの法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条各号に掲げる漁大型船用浮桟橋、小型船用浮桟橋及びその他の漁港漁場整備

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
- 条例第十二条の二第一項の許可をすること
- 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。

- 又はその条件を変更すること。 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第一項の許可を取り消し、
- 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

兀

いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする 公募に係る応募をすることができるものは、 法人その他の団体(以下「法人等」

ع

ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい

- 1 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 2 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと
- 3 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること

がされていないこと。

- は事業所を有しているか、又は設置する予定があること。 公募に係る甲種漁港施設に三十分以内に到達することができる場所に、事務所又
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十 以下同じ。
- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

名

称

(七) む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部漁港漁場整備課

平成二十七年九月十六日から同年十月一日までの間

応募の方法及び期間

課に提出しなければならない。 計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県農林水産部漁港漁場整備 五年山口県規則第七十一号の二) 第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県漁港管理条例施行規則 (昭和三十

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

公募に係る説明会を平成二十七年九月二十八日 (月曜日)午後二時から山口市滝 一番一号 山口県農林水産部漁業調整委員会室において行う。

詳細については、山口県農林水産部漁港漁場整備課 (電話○八三-九三三-三五

(二七六)流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

り公告します。 山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)第六条第二項の規定によ 流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとお

平成二十七年九月十六日

山口県知事 村 畄 嗣

政

指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

南 流 域 下 水 道

周

岩国市、光市及び周南市

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

=

施設及び設備の維持管理に関すること。

Ξ 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

兀

応募者に必要な資格に関する事項 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい

- ずれにも該当するものであること。
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること
- 号) 第二条第一項の規定による登録を受けていること。 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第千三百四十八
- 績 (発注者から直接業務の委託を受けたものに限る。) を有していること。 標準活性汚泥法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実
- (五) でないこと。 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十
- じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 という。) でないこと。 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- ಭ 十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九

(九) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指

のでないこと

がないこと。 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

五 募集要項の配布

期間

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

応募の方法及び期間

報

ばならない 県規則第百二十一号) 第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同 条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部都市計画課に提出しなけれ 公募に係る応募をしようとするものは、山口県流域下水道規則(平成十七年山口

П

平成二十七年十月五日から同月十九日までの間

七 その他

Щ

江九二九番地の一二五 周南浄化センター管理棟会議室において行う。 公募に係る説明会を平成二十七年九月三十日 (水曜日)午後二時から光市大字浅

○) に問い合わせること 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 詳細については、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-三七四

指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

称 流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名

布 施 川流域下水道

田

熊毛郡田布施町及び平生町

施設及び設備の維持管理に関すること。 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

=

Ξ 指定しようとする期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

兀

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、 いう。) で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と 応募者に必要な資格に関する事項 その構成員のいず

ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい

第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は

所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 又は会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て

主たる事務所を県内に有していること

号) 第二条第一項の規定による登録を受けていること。 下水道処理施設維持管理業者登録規程 (昭和六十二年建設省告示第千三百四十八

る。) を有していること。 管理に係る業務の委託を受けた実績(発注者から直接業務の委託を受けたものに限 標準活性汚泥法又はオキシデーションディッチ法による下水道の処理施設の維持

(<u>Fi</u>.) 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十 以下同じ。

(六) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同

暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

という。) でないこと。

十二条の二、第百四十二条 (同法第百六十六条第二項において準用する場合を含 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九

- のでないこと。 む。) 又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするも
- (九) 定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

五 募集要項の配布

場 所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

応募の方法及び期間

報

方法

ばならない。 条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部都市計画課に提出しなけれ 県規則第百二十一号) 第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県流域下水道規則(平成十七年山口

期間

平成二十七年十月五日から同月十九日までの間

七 その他

- 施町大字麻郷三〇三九番地の三 公募に係る説明会を平成二十七年九月三十日 (水曜日) 午前十時から熊毛郡田布 田布施川浄化センター 管理棟会議室において行
- ○) に問い合わせること 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 詳細については、山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-三七四



公

青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

の時期及び方法等について次のとおり公告します。 う。) 第十条第二項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募 山口県青少年自然の家条例 (昭和四十九年山口県条例第三号。 以下「条例」

平成二十七年九月十六日

Щ 県 教 育 委 員

会

指定管理者に管理を行わせようとする青少年自然の家の概要

山口県由宇青少年自然の家	山口県秋吉台青少年自然の家	山口県油谷青少年自然の家	名称
岩	美	長	位
国	祢	門	
市	市	市	置

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
- 条例第五条の許可をすること。
- (四) ځ 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ
- Ξ 指定しようとする期間

施設及び設備の維持管理に関すること。

(五)

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

兀 応募者に必要な資格に関する事項

いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず

- ずれにも該当するものであること。 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと
- がされていないこと。 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること。
- でないこと。 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- (六) でないこと。 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの 山口県における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

Щ

成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

Ŧ

場 所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育・文化財課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

応募の方法及び期間

年山口県教育委員会規則第四号) 第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計 公募に係る応募をしようとするものは、山口県青少年自然の家規則(昭和四十九

> 画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教 育庁社会教育・文化財課に提出しなければならない。

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

七 その他

公募に係る説明会を次の表のとおり行う。

家山口県由宇青少年自然の	の家山口県秋吉台青少年自然	家山口県油谷青少年自然の	名
然の	自然	然の	称
午前十時 平成二十七年九月二十八日 (月曜日)	午後二時 平成二十七年九月1	午前十時平成二十四日 (木曜日)	日
十八日 (月曜日)	俊二時 成二十七年九月二十五日 (金曜日)	十四日 (木曜日)	時
山口県由宇青少年自然の家二 岩国市由宇町二二七三番地	山口県秋吉台青少年自然の家の一七、美祢市美東町赤二一二八番地	山口県油谷青少年長門市油谷伊上一	場
上自然の家一七三番地の	年自然の家地	自 の が の な の 番 地	所

- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 五六)に問い合わせること。 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 詳細については、山口県教育庁社会教育・文化財課 (電話〇八三-九三三-四六
- 公

募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 いう。) 第十条第二項の規定により、山口県埋蔵文化財センター に係る指定管理者の公 山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号。 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 以下「条例」と

平成二十七年九月十六日

Щ 県 教 育 委 員 会

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

- (Ti) (四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。
- 指定しようとする期間

施設及び設備の維持管理に関すること。

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

る法人格を有しない団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等 (法人格を有しない団体にあっては、その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て がされていないこと。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十

山

П

- という。) でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- でないこと。 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの 山口県における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- がないこと 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- 成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

兀 募集要項の配布

場所

山口市滝町一番一 号 山口県教育庁社会教育・文化財課

期間

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

方法

計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県 十年山口県教育委員会規則第七号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業 教育庁社会教育・文化財課に提出しなければならない。 公募に係る応募をしようとするものは、山口県埋蔵文化財センター 規則 (昭和六

平成二十七年九月十六日から同年十月十九日までの間

六 その他

日町三番二二号 山口県埋蔵文化財センターにおいて行う。 公募に係る説明会を平成二十七年九月二十九日 (火曜日) 午前十時から山口市春

- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置
- 五〇)に問い合わせること。 詳細については、山口県教育庁社会教育・文化財課 (電話〇八三-九三三-四六

平成二十七年九月十六日発行平成二十七年九月十六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県 庁